

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する 重要事項説明書

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. この契約の趣旨について

- 介護予防・日常生活支援総合事業対象者（基本チェックリスト該当）または「要支援1・2」の認定を受けた方は、介護予防サービス等をご利用いただくことができます。
- 介護予防サービス等の利用にあたっては、介護予防サービス計画または介護予防プラン（以下「介護予防サービス計画等」といいます）の作成を行う必要があります。これらの業務は、あなたと地域包括支援センターが契約を締結し、地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業所等にて実施いたします。

2. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名	津島市中地域包括支援センター		
法人名	医療法人 六寿会		
法人代表者	理事長 神田 純子		
所在地	津島市南新開町1丁目112番地1		
連絡先	電話 (0567) 23-3463 FAX (0567) 23-3252		
営業日	月～金(土・日、年末年始休み)	営業時間	9:00 ~ 17:00

3. 介護予防サービス計画の作成等を行う事業所

事業所名	津島市中地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	2302700014
代表者名	理事長 神田 純子		
所在地	津島市南新開町1丁目112番地1		
連絡先	電話 (0567) 23-3463 FAX (0567) 23-3252		
営業日	月～金(土・日、年末年始休み)	営業時間	9:00 ~ 17:00

4. 介護予防支援等の内容

①	利用者やご家族との面接にて、解決すべき課題を分析します。
②	利用者の希望や課題等を考慮し、利用するサービスの種類・支援の内容・目標とその達成時期を定めた介護予防サービス計画等の原案を作成します。
③	サービス事業者との連絡調整等を行い、介護予防サービス計画等を完成させます。
④	介護予防サービス計画等に位置付けられたサービスが提供されます。
⑤	サービスの実施状況を把握（原則3ヶ月に1回以上の利用者宅訪問）し、介護予防サービス計画等に掲げた目標や効果についての評価を行います。必要に応じて介護予防サービス計画等を変更します。
⑥	介護予防サービスの利用実績を確認する等の給付管理業務を行います。
⑦	その他の相談、要介護認定申請等に協力します。
※	②～⑥について、ケアマネジメントCは必要時のみの実施となります。
※	介護予防サービス計画等の作成時やサービス利用に必要な場合は、利用者の同意を得た上で主治医や関連する医療機関との連携を図ります。

※ 利用者は介護予防サービス計画等に位置付けるサービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所を位置付けた理由の説明を求めることが可能です。

5. 利用料金（介護予防サービス計画費・ケアマネジメント費）

介護予防支援	4 6 0 5 円/月
初回加算	3 1 2 6 円/回
委託連携加算	3 1 2 6 円/回
介護予防ケアマネジメント A	4 6 0 5 円/月
初回加算	3 1 2 6 円/回
委託連携加算	3 1 2 6 円/回
介護予防ケアマネジメント C	1 5 7 3 円/回
要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません。 手続き上、被保険者証をお預かりします。
介護予防サービス計画作成等依頼届	利用者負担はありません。 手続き上、被保険者証をお預かりします。
① 高齢者虐待防止措置未実施減算	左記未実施の場合に減算 4 5 6 3 円/月
② 業務継続計画未策定減算	左記未実施の場合に減算 4 5 6 3 円/月
上記①、②の場合	4 5 2 2 円/月

※ 介護保険法または生活保護法の規定による介護扶助の適応となる場合、上記の料金にかかる利用料（自己負担金）は不要です。

※ 保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、いったん上記の料金をいただき、「サービス提供証明書」を発行することになります。この証明書を津島市役所の窓口に提出しますと、払い戻しをされる場合があります。

※ 国または津島市が報酬額の改定を行った場合は、改定後の利用料金とします。

6. 相談窓口・苦情窓口

- ①サービスに関する相談については、担当である**3**の事業所か下記事業所へお願いします。
また、苦情等に関しては下記事業所へご相談ください。

センター名称	津島市中地域包括支援センター
所在地	津島市南新開町1丁目112番地1
連絡先	電話 (0567) 23-3463 FAX (0567) 23-3252
受付時間	平日 9:00 ~ 17:00

- ②公的機関においても苦情申し出等を行うことができます。

津島市	津島市健康福祉部高齢介護課
所在地	津島市立込町2丁目21番地
連絡先	電話 (0567) 24-1117 FAX (0567) 24-1791
受付時間	平日 8:30 ~ 17:15

愛知県	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室
所在地	名古屋市東区泉1丁目6番5号
連絡先	電話 (052) 971-4165 FAX (052) 962-8870
受付時間	平日 9:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00除く)

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- ②個人情報の保護について

利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
説 明 者	(事業所名) 津島市中地域包括支援センター (氏名)

上記内容(「介護予防支援等利用」に関する重要事項)について、利用者に説明を行いました。
※この説明書の内容に変更があった場合は、変更通知により変更したものとみなします。

津島市中地域包括支援センター

所在地 津島市南新開町1丁目112番地1
法人名 医療法人 六寿会
代表者名 理事長 神田 純子 印

本書面の内容説明を上記説明者から確かに受けました。

利用者

住所

氏名

(署名代行者)

住所

氏名

(本人との関係 ;)